

公立鳥取環境大学地域イノベーション研究センター運営規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第7条に定める地域イノベーション研究センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における地域連携活動の拠点とするとともに、地域のシンクタンクとして、調査・研究成果を広く社会に提供することで、発展性にとんだ鳥取県固有の豊かな地域の生活実現に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における地域貢献に資する学術的・地域活動に関すること。
- (2) 地域のニーズに応じた地域連携事業に関すること。
- (3) 研究成果の蓄積及び発表に関すること。
- (4) 外部資金を活用した調査・研究の推進に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究活動に関すること。

(組織)

第4条 センターに、センター長及び研究員を置く。

- 2 前項に定める者のほか、副センター長及び事務職員を置くことができる。
- 3 研究員は、本学の教員をもって充てる。
- 4 センターに、第1項に定める研究員のほか、客員研究員を置くことができる。
- 5 客員研究員は、学長が委嘱する。
- 6 センターの事務は、センター及び研究交流推進課が行う。

(運営委員会)

第5条 センターに地域イノベーション研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副学長補佐（地域連携・国際交流担当）
 - (3) 副センター長
 - (4) 副理事長
 - (5) 事務局長
 - (6) 研究員のうち学長が指名する者
 - (7) その他学長が必要と認める者
- 3 前項第7号の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が委員の中から指名した者がその職務を代理する。
- 7 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 8 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見を聴くことができる。
- 10 運営委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターが行う第3条各号に掲げる業務に関する事項のうち重要なもの
- (2) 客員研究員候補者の推薦に関すること
- (3) センターの運営に関する事項のうち学長から諮問された事項
- (4) その他センターの運営に関し委員長が必要と認めた事項

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第30号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第25号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第36号)

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附 則（平成28年規程第52号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第28号）

この規程は、令和2年4月28日から施行する。